

おしえて 消費生活！！

不安をあおり契約させるリフォーム工事の点検商法！



【相談事例】

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。(70歳代 女性)

《アドバイス》

- ・ 住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。
- ・ 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- ・ 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- ・ 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことが出来ます。
- ・ 困ったときは、東広島市消費生活センターにご相談ください。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 北館 1階市民生活課窓口 電話 082-421-7189

(月～金 (祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9時30分～12時 13～16時30分)

特殊詐欺にご用心！？

あなたの大事なお金が狙われています！

令和4年 特殊詐欺発生状況（県内）

被害件数 234件

被害金額 6億8,446万円

被害に遭わないために、こんな言葉は疑ってください！

- 携帯電話の番号が変わった。
- のどの手術をしてまたは腫瘍ができて声が変わっている。
- すぐにお金を振り込んでほしい。
- 交通事故を起こして示談金が必要。
- 会社のお金を使い込んでしまった。
- お金はレターパック(宅配便)で送って。



●主な特殊詐欺の事例

① 架空請求

(例) 身に覚えのない請求をして、払わないと裁判すると脅し不当に現金をだまし取る。

② オレオレ請求

(例) 医者や息子になりすまして、手術代や緊急で仕事のお金を払わないといけないなどと言い、お金を要求する。

③ 還付金詐欺

(例) 還付金を払い戻すとだまし、電話でATMを操作させて現金を振り込ませる。

◎土日祝日に消費生活相談を希望の方

独立行政法人 国民生活センター

相談時間：土日祝日 10:00~16:00

消費者ホットライン 188 (イヤ)